

医療安全管理に関する取組事項

1 基本理念

医療事故防止に対し、総力を挙げて積極的に取り組みます。病院全体で組織的にリスク（危険）の「把握⇒分析⇒対処⇒評価」のプロセスが継続できるシステムを構築します。セーフティマネジメントの啓発、医療事故防止に関する知識の習得等、職員に対する教育・研修活動を積極的に推進します。患者の信頼確保を一層推進するとともに、患者の権利を擁護する体制を整備します。

2 医療安全管理のための体制について

医療安全の統括責任者として院長が任務にあたる。医療安全管理委員会の委員長として会務を統括する他、安全管理対策活動の推進責任者となります。また、医療安全管理者を配置し、情報収集・分析・評価、医療事故予防策、再発防止の立案・実施・評価等をおこないます。

3 医療安全管理のための職員研修について

研修計画にもとづき、1年に2回程度、全職員を対象とした医療安全管理のための研修会を行っています。

4 医療に係る安全確保を目的とした改善方策について

医療に係る安全の確保は、アクシデント・インシデント報告の分析等を基本として行うものとし、報告された事例を検討し、再発防止の観点から、組織として改善に必要な防止策を作成するものとする。

5 医療事故等発生時の対応について

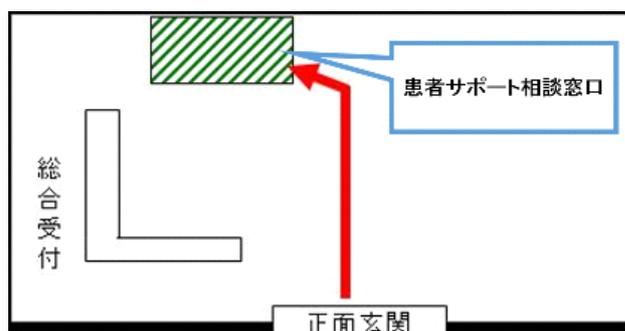
医療事故等が発生した場合は、「医療安全管理マニュアル」に基づき誠実に対応いたします。

6 患者様等に対する当該指針の閲覧について

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7 患者様からの相談への対応について

病状や治療方針などに関する患者様からの相談に対しては、医療安全管理者等が誠実に対応いたします。患者サポート相談窓口（地域医療福祉支援センター内）へご遠慮なくご相談ください。



令和7年4月1日
病院長